

## 令和 8 年第 2 回（5 月）大潟村議会臨時会会議録

1. 開議日時 令和 8 年 5 月 14 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 37 分
2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」
3. 出席した議員の氏名（敬称略）

|            |           |            |
|------------|-----------|------------|
| 1 番 松本 正明  | 2 番 菅原アキ子 | 3 番 川渕 文雄  |
| 4 番 黒瀬 友基  | 5 番 松橋 拓郎 | 6 番 菅原 史夫  |
| 7 番 齋藤 牧人  | 8 番 松雪 照美 | 9 番 三村 敏子  |
| 10 番 大井 圭吾 | 11 番 工藤 勝 | 12 番 丹野 敏彦 |
| 計 12 名     |           |            |
4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし
5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

|                |             |
|----------------|-------------|
| 村 長 高橋浩人       | 副村長 小澤菜穂子   |
| 教育長 三浦 智       |             |
| 総務企画課長 石川歳男    | 税務会計課長 近藤綾子 |
| 生活環境課長 薄井伯征    | 福祉保健課長 近藤比成 |
| 産業振興課長 伊東 寛    | 教育次長 宮田雅人   |
| 農業委員会事務局長 小林 豊 |             |
6. 議会事務局の職員 事務局長 澤井公子 書記 藤村明美
7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第 1 号を参照〕
8. 本日の会議に付した事件  
議案第 27 号 工事請負契約の締結について  
議案第 28 号 令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案  
報告第 3 号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし
10. 議員の異動に関する事項 該当なし

### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回大潟村議会臨時会を開会いたします。

日程第 1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番、松橋拓郎さんと、6 番、菅原史夫さんを指名いたします。

次に、日程第 2、『会期の決定』を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第27号「工事請負契約の締結について」から、日程第5、報告第3号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本臨時会へ提出いたしました案件の概要を申し上げる前に、三菱マヒンドラ農機の農機事業からの撤退に関し、要望活動をしてまいりましたので、ご報告させていただきます。

報道等でご承知のとおり、三菱マヒンドラ農機株式会社が農業用機械事業からの撤退を表明いたしました。

干拓地である本村の圃場は、重粘土質の軟弱な土壌が広く分布しており、村内の多くの農家が三菱マヒンドラ農機製のフルクローラトラクターを使用しております。今回の撤退により、農機具の修理・整備および部品供給の今後の状況が不透明となり、将来的な不安も高まっている状況です。

安心して営農が継続できる環境を守るため、村とJA大潟村が連名で、農機点検整備体制及び部品供給体制の維持を関係各所に強く要望するため、村内にて署名活動を実施し、732人からの署名を添え、5月12日に農林水産省農産局長へ要望書を提出してまいりました。

要望活動には、小林組合長と私のほか、福原衆議院議員、鈴木県議会議員にもご同行いただき、村の状況を説明し、国としてのご理解と対応をお願いしてまいりました。

それでは本日提出いたしました案件、「工事請負契約の締結について」及び「一般会計補正予算案」並びに「条例改正の専決処分報告」の3件についてご説明いたします。

はじめに、議案第27号「工事請負契約の締結について」、申し上げます。

大潟村村民体育館改修工事について、5月8日に条件付き一般競争入札を執行したところ、17億7,980万円で、

男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2

株式会社 沢木組

代表取締役 沢木則明

が落札しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を経るものです。

次に、議案第28号「令和8年度大潟村一般会計補正予算案」については、教育総務費にお

ける ICT 教育推進事業において、最近の半導体メモリの供給不足等の影響により、パソコン、タブレットの価格が大幅に上昇していることから、児童、生徒用タブレット購入費として、442 万 9 千円を増額するものです。

以上による補正後の予算総額は 65 億 5,042 万 9 千円となり、補正の財源は、前年度繰越金に求めたところであります。

次に、報告第 3 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」については、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、緊急に大潟村村税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分したもので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書並びに関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、教育委員会次長より説明を求めます。

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

はじめに、お配りしております建設工事の委託業務に係る入札結果の契約内容等の資料についてご説明いたします。

今回の工事でございますけれども、村民体育館の改修工事でございます、入札申込にあたりましては、事前に入札参加確認の申請というものを提出してもらう形をとりました。それに申し込んだ事業者は 7 社でございました。

入札に参加するにあたっては、今回は、単独でも JV でも参加が可能でございましたが、申し込んだ内容を確認しましたところ、応札した事業者は全て単独での計画ということでございました。

7 者のうち、辞退の届け出があったのは 1 者でございます。

入札期間は 5 月 1 日から 7 日までの 7 日間ですが、ゴールデンウィーク中でもございましたので、そのうち平日は 1 日と 7 日の 2 日間でございました。

入札は電子入札で行っております。

開札は 5 月 8 日の 10 時から行っております。その結果については、お配りした資料の内容に書かれているものということでございます。

この内容の結果、2 番の株式会社沢木組が 16 億 1,800 万円で応札したという形でございます。落札率は 98.32%でございました。

仮契約については 5 月 12 日付けで既に実施しておるところでございます。

次に、補正予算についてご説明いたします。

増額する金額については別紙でお配りしている補正予算書のとおりでございますが、増額の理由について簡単に説明させていただきます。

当初予算の積算では、令和 7 年 12 月時点での見込み数として、生徒数プラス認められてい

る予備の台数分を合わせまして 220 台の積算で行っております。その際に 1 台あたりの単価は税抜き 5 万円で計算しております。5 万円の 220 台に税分をプラスしまして当初予算を組んでいたわけですが、今年の 3 月に県の方から、単価 5 万円から単価アップの連絡がありまして、6 万 8,300 円、1 台あたりですが、この単価に上がるということの内容でございました。この金額ですけれども、県の共同調達で行う単価となっておりますので、それに合わせた補正予算の必要があります。

昨今のご時世からして時間が経過するごとに、またさらに単価アップの可能性があるとということもありまして、今回の議会のタイミングでの増額をお願いするものでございます。

なお、今後も上がるという予想を立てるのが今の情勢ですと想定されるということになりますので、この 5 月の臨時議会において補正をして、業者が決まり次第契約して、9 月いっぱい納品を想定しているということでございます。それであれば、先ほど申し上げました 6 万 8,300 円の単価での契約で変更せずに納品まで完了できるという見込みのもとに、今回の補正をお願いするものでございます。

なお、財源についてですが、今回の予算要求では全て一般財源でお願いするという形になっております。当初予算では国・県の補助金として補助率 3 分の 2 で歳入を見込んでおるところですが、今回の増額分については補助の対象にはならないということの回答をいただいておりますので、全て一般財源での対応という形での予算要求となっております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、税務会計課長より説明を求めます。

税務会計課、近藤課長。

**【税務会計課長：近藤綾子】**

それでは私から、報告第 3 号に関しまして、別途お配りしている報告第 3 号資料についてご説明いたします。

資料にあります、まず 1 の改正理由でございますけれども、このたびの改正は令和 8 年 3 月 31 日に公布されました地方税法等の改正に伴う条例改正となっております。

2 つめには、令和 8 年度税制改正の主な内容についてを記載しております。

住民税においては各種控除の見直し、住宅借入金特別税額控除の適用期限延長、固定資産税においては免税点の引き上げ、軽自動車税においては環境性能割の廃止を行っております。

3 番目には、村税条例の一部改正を一覧にして掲載しております。各税目ごとに表にしておりますので、参考にしていただければと思います。

また 4 ページ以降ですけれども、こちらには新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

私からの説明は、以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6 番、菅原史夫さん。

**【6 番：菅原史夫議員】**

6 番、菅原史夫です。

私から 2 点、お尋ねいたします。

先ほど全員協議会でもちょっと質問させていただきましたが、重要な点なので再度、本会議の方で質問をさせていただきます。

まずは体育館の工事費の件なのですが、先ほど全員協議会でも質問して、先ほど説明もあったように、物価高騰、世の中かなりの勢いで物価が高騰して、年単位とは言わず月単位でいろいろなものが上がっているというふうな状況です。

そういう中で、当然、資材の急騰、高騰も考えられるのですが、その場合、今回の入札についての額の対応というのはどのようになっているのかお聞かせ願いたいということが 1 点。

先ほど、「スライド条項」というものがあってというお話ですけれど、その数字については後で調べていただいてご報告いただければよろしいと思うので、それをお願いしたい。

この件についてもう 1 点、資材が急騰して総工事費が例えば上がった場合、国の補助金、確かこれは限度が 20 億円だと思ったのですけれど、よしんばそれを超えるような数字が出てきた場合にどのような感じになるのか、まずそこを教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

菅原史夫議員の質問にお答えいたします。

まず 1 つめの、資材高騰などがあった場合の契約はどうなるのかという趣旨の質問でございますけれども、まずは今回の入札にあたっての設計については、昨年、令和 7 年の 10 月時点での物価版を使用して積み上げたものでございますので、今後物価高騰になった場合、当然その金額を上回るということは想定されるかと思えます。

そういった際には、国交省で定めている契約等の条件の中にスライド条項ということがございますので、一定の割合を超えた物価上昇などの要件が確認される場合はそういった協議をすることができるというふうになっておりますので、例えばウクライナ情勢だったり、円安などのそういった条件に基づいて一定の割合を超えた場合はそういった協議を行うということが認められておりますので、必要な事態が生じた場合は事業者との協議をすることになるというふうに考えております。

あともう 1 つ、国の補助金についてなのですが、こちらについては一応、事業費の、補助対象事業の上限が 20 億、補助率 2 分の 1 というふうにまず定められておりますので、そこを超える部分は基本的には村の負担というふうに考えるのが正当かなというふうに考えておりますし、おそらくそれで決まりだというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

はい。ありがとうございます。

ちょっと確認なのですが、先ほどの物価上昇に伴う急激な物価上昇、資材の物価上昇があった場合に、ある基準を超えた場合には協議できるというようなガイドラインだというお話なのですが、そこは「できる規定」なののでしょうか。急騰して、協議したいのは向こうの方だと思うので、できる規定なのか、ちょっとそこがわかれば教えてください。

あとは、この国の補助金なのですが、総事業費 20 億ということが今のところ条件になっているということなのですが、これについて、国の方はこれについてはもうどんなに物価上昇があってもそれはできないというようなことなのか、どうなのか。その確認は取れてはいない状況ですか、今のところ。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

菅原史夫議員の再質問にお答えいたします。

まずは物価高騰に伴うスライド条項については、あくまでも適用できるという考え方ですので、しなければならないという捉えではないです。あくまでもその事業者からの協議の申請があつてはじめて行われることになりますので、自動的というところとちょっと言葉が変かもしれませんが、自動的なものではございません。

あと補助対象については、正直、確認は取れていないのですが、これまでのいろいろな国、県などの事業からしても、基本的に補助対象事業費の上限が動いたというような例は、確認しておりませんがあまり例は見たことがございませんので、金額が大きい事業でありますけれども、おそらくそのところが変動するという要素はなかなか難しいのではないかなというふうに受け取っております。

それで、確認という点ではしっかりとしたわけではございません。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6 番：菅原史夫議員】

はい。わかりました。

いずれ、これでいけば総事業費 20 億を超えるというところかなりになってくとは思いますが、ただ、何かの機会にやはり確認は取っておいた方がよろしいかと思っておりますので、それは併せてお願いしたいというふうに思います。

いかがでしょう。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田雅人】

菅原議員の再々質問にお答えいたします。

今後もやり取りする機会がございますので、その点については確認して、ご報告いたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

次の質問に移ってください。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

次は村税改正の件なのですが、今回の内容は地方税法の、国の法律に準じているとのことでしたが、固定資産税だとかこの辺の変更額というのは、どのように決められたのか。それは何を基準にして決められたのか、ちょっと教えてください。

【議長：丹野敏彦】

税務会計課、近藤課長。

【税務会計課長：近藤綾子】

菅原議員の質問にお答えいたします。

固定資産税の免税点等に関しましては条例で定めております。けれども地方税法では大枠について定めております。これを超える金額は課税することができないとか、これを下回る金額であることができるというような書き方をしておりますので、それに基づいてうちの方では額、数字等を定めて、これに対して課税するというような定めをしております。ですので、地方税法で基準を定めたその部分をもって条例改正を行ったということになります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

そうすると、確認なのですが、今回の固定資産税の免税点の引き上げについては、これはその基準点の上限だという理解でよろしいのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

税務会計課、近藤課長。

【税務会計課長：近藤綾子】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

今回の免税点に関しては、地方税法ではその額を超えて課税してはならないとなっております。

ますので、その基準に基づいて条例改正を行っております。地方税法で明記してあるその免税点、そちらの金額、それをそのまま用いているという形になります。

すみません、地方税法ではその免税点を上限として定めております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【6 番：菅原史夫議員】

ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

10 番、大井圭吾さん。

【10 番：大井圭吾議員】

10 番、大井圭吾です。

議案第 27 号の体育館の工事請負契約の締結についてなのですが、ちょっと最近のニュースで、潟上市の方で官製談合の問題が起きたりとか、ちょっと市の名前は出てこないのですが、熊本の方でもそういう問題が出ていまして、これ個人のモラルの問題だけではなくて、やはりそういうことが起きないように対策を村の方でもされていると思うのですが、この機会にどのような対策をされているのか伺いたいと思うのですが、どうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

大井議員の、村の入札事務に関わるご質問にお答えいたします。

潟上市での事件に関しましては、最低制限価格が漏洩されたという事案になっておりますけれども、大潟村ではですね、実際に予定価格そして最低制限価格を設定する場合には、予定価格の設定者、すなわち、300 万円以上は村長、そして 300 万未満は副村長、最低制限価格は 2,000 万円以上の案件に関しては村長が設定するという事で、これは所属長が村長に関係資料を持って説明をして、そしてそれを村長がご覧になって予定価格調書に記載をして、封入をして、税務会計課に預けるといった段取りを踏んでおります。従いまして、最低制限価格を知り得るのは、最低制限価格の積算根拠となる部分に関しては事務方でわかりますけれども、最低制限価格がいくらなのかというのは、予定価格も含めてですね、予定価格と最低制限価格がいくらなのかというのは、予定価格調書を入札時に開けてみないとわからない運用をしております。

すなわち、極めて漏れる要素が極めて少ない入札の事務を行っているというふうに捉えておりまして、その部分に関しましては今特段、事務の見直しとかそういった部分は行ってはおりません。従来の事務手順のまま粛々と進めているところでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

【10 番：大井圭吾議員】

はい。ありがとうございます。

そうすると金額については、村長や副村長のみが知るという感じでされているということでもわかりました。

そこら辺の部分というのは、やはり大体、各市町村でやられているスタンダード的なことなのかという部分と、もう 1 つそれと併せて聞きたいのが、業者との接触の部分については何か制限が、もちろん村長にも関わってくることなのですが、制限とかそういう部分というのは、一応は規範とかそういうものはあるのでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、薄井課長。

【生活環境課長：薄井伯征】

大井議員の再質問にお答えいたします。

まず他の自治体と比較してという案件に関しましては、他の自治体の事務の手順というのが、自治体の規模が大きく違うものですから一概に比較してということはやっておりません。

ただ大潟村の入札事務に係る部分に関しては、比較的秘密が厳守されている、自治体の規模にしては非常に優れた方法であるのかなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

そして 4 月から電子入札を実施しております。

これまでは入札の執行通知、あるいは一般競争入札については入札公告を出して、入札参加資格の申請をして認められた事業者が入札に参加するという事で、入札者が顔を合わせる機会が発生するわけですが、今年度からですね、電子入札を実施しております、従来と違って、入札事業者が顔を合わせる機会がまずほとんどないような形にしております。ほとんどと言いますのは、やはり電子入札に対応していない事業者も一部ありまして、その場合は紙入札でどうしても村の役場に来て、入札会場に来て、書面で提出していただかなければならない関係上、一部の事業者が顔合わせをする可能性はありますけれども、工事等につきましてはほとんどが電子入札で対応可能というふうに捉えておりますので、そういった部分からも業者の顔を合わせる機会というのはまずなくなっていくのではないかと、従来以上に秘密性そして安全性が確保された入札事務の執行ができるのではないかなというふうに考えているところですので、よろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

**【10 番：大井圭吾議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第 27 号「工事請負契約の締結について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「令和 8 年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

次に、報告第 3 号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第 3 号は承認することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年第 2 回大潟村議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10 時 37 分)